

令和6年度

町政執行方針

福島町

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和5年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和6年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月8日

福島町長 鳴 海 清 春

令和6年度 町政執行方針

I はじめに

昭和30年1月1日に福島町と吉岡村が合併し、もうすぐ70周年の節目の年を迎えます。

当時の福島町長工藤福次郎氏と吉岡村長深山久三郎氏の両氏の協議を経て、昭和29年11月22日開催の第3回吉岡村臨時議会並びに昭和29年12月20日開催の第11回福島町臨時議会において、両町の合併が決定しております。

先人たちが築き上げてきた福島町を後世の子どもたちにつないでいく責任が私たちにあります。先人たちが創り上げた福島町を町民の皆さまと共に創りつないでまいります。

今、国政において政治の信頼が揺らいでおります。政治、政（まつりごと）は、国民並びに町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まります。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基に、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画・前期実施計画のスタートの年となります。

当計画の重点事項として、福島商業高校の魅力化及び若者

の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分するとともに、総合的な種苗センター及び新たな吉岡温泉、有害鳥獣減容化処理施設の適切な運用に努めてまいります。

加えて、今後、日本海溝・千島海溝が引き起こす大きな津波に対応すべく、新たに地域における津波避難対策を進めてまいります。

国の、令和6年度一般会計予算の総額は、112.5兆円と令和5年度当初予算から1.6%減少したものの、過去最高額であった前年度に次ぐ過去2番目の予算額となっております。

また、歳入において、コロナ禍からの景気回復や物価高騰を背景に、法人税や消費税などの税収が好調なことから69.6兆円と過去最高額を計上しております。

なお、地方財政計画においては、地方交付税総額は1.7%増の18.6兆円となっております。

こうした国の情勢を踏まえながら、まちづくりの柱である第6次福島町総合計画・前期実施計画及び第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、持続可能なまち「ふくしま」を共に創るため、住民と行政が、町の強みを生かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていくため、「持続可能な産業への支援」、「地域全体で支える子育て支援」、「一人ひとりの健康が支える地域福祉」、「高齢者に優しく災害に強い環境の整備」、「次世代に向けたデジタル化の推進」、「第2

青函トンネル構想の実現」に向けた歩みを一步一步進めることとしております。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、今、できることを探す、そして勇気をもって新たなものにチャレンジする。そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな「まちづくり」に繋がり、新たな道が開けてきます。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主演である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の初年度に当たり基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となってきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、今年度の福島商業高校の入学者が29名となり、全国から福島町で学びたいと入学を希望し、新たな人財の芽が育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を

目指してまいります。また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

近年、気候変動の影響による猛暑が続いており、公共施設の利用者の安心・安全を確保する必要があります。町ではこのような状況を踏まえ、児童生徒や高齢者等の施設を優先的に公共施設への冷房設備の設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進

次に、令和6年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり

燃料をはじめとした物価高に加え、水産物の国内需要の低迷や、長期化しているイカ等の来遊不振等により、町の基幹産業である水産業及び水産加工業にあっては、依然として、大変厳しい状況に置かれております。

漁業については、令和5年度に整備した種苗生産等施設の安定的な運営を図ることで、養殖昆布やウニの持続可能な前浜資源の確保を目指してまいります。

また、浜の主力である昆布養殖漁業において人手不足が課題となっており、昨年策定した昆布養殖作業省力化検討計画に基づき、漁業協同組合などの関係機関と連携を図り、自主的な省力化の取り組みを支援してまいります。

漁業生産基盤である漁港の整備については、引き続き第3種福島漁港の荷揚げ岸壁拡幅工事及び第2種吉岡漁港の低天端岸壁整備などの改良工事が進められており、令和7年度の供用開始に向けて関係機関と連携しながら、機能向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、北海道栽培漁業振興公

社からの種苗購入が当面の間、困難な状況に置かれておりますが、令和6年度に岩手県内の種苗生産企業から5万個の種苗を購入できる見込みとなっており、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

また、アワビカレーや町内飲食店への販売、町内の個人向け販売などを通じて、販売促進に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。水稲農家が共同して使用できる農業用機械整備の支援を行うなど、就農者の確保と生産者の負担軽減並びに学校給食への供給が継続できるよう、安定的な生産体制の維持・確保に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の循環を推進する施業を進めてまいります。

また、虫が持ち込む病原菌によってミズナラの木が枯れる「ナラ枯れ」が、昨年10月に町内の民有林で確認されており、森林被害の拡大を食い止めるため、被害木の伐採など、早期の対応を図ってまいります。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、北海道においても「ゼロカーボン北海道」を推進しております。

町では、新たな吉岡温泉に木質バイオマスボイラーを導入し、当町の持つ豊かな森林資源を有効に活用することで、地域循環の活性化及びゼロカーボンの実現を目指すものであります。また、公共施設等への木質チップの供給体制を構築するため、民間企業が整備する移動式木材破砕機導入に対する支援を行ってまいります。

近年、当町ではクマによる人身事故の発生やエゾシカによる農林業被害が増大していることから、町では、ハンターの巡視回数を増やすなどし、有害駆除により農林業被害の防止に努めております。

また、今年度からハンターの作業負担の軽減を図る目的で整備した「有害鳥獣減容化処理施設」の稼働により、エゾシカ等の処理作業の効率化を図るとともに、駆除頭数の増加に向けた対策を促進してまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航を開始し5年が経過し、年々乗船者数も増加しており、当町初の体験型観光として定着してきております。また、乗船を体験された観光客から高い評価をいただいております。

引き続き、安全運航を最優先に、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、町内の潜在的観光資源の有効活用に向けて、昨年度策定した岩部地区等活性化基本構想をベースに、岩部地区の

魅力をさらに高める方策について庁舎内での議論を深め、今後の事業展開に向けた検討を関係機関の協力を得ながら模索してまいります。

町の玄関口となる道の駅の管理体制については、令和6年度より福島水産加工協同組合から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅を一部リニューアルすることで、観光情報発信及び特産品販売等の充実を図ってまいります。

町内の商工業は、燃料・原材料をはじめとする物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行などを継続的に行い、商工会と連携しながら、町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し支援してまいります。

地域での生産力の底上げを図るため、町内で新たな起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し、引き続き「チャレンジスピリット応援条例」に基づき経済的支援を実施し地域経済の振興に努めてまいります。

2 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降12

年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中にあって、とりわけ、当町においては厳しい状況下にあります。明るい兆しとして、多くの若者が福島商業高校で学びたいと当町に集うこととなっております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適で安心して過ごせるよう、これまで空調設備の整備など保育環境の充実に

努めてきております。

引き続き、保護者が安心して子どもを預かれる保育環境の整備を図りながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう引き続き子育て支援体制を充実してまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活の場が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、町外の人材に対する就業体験やインターンシップの機会を創出し、若者の定住人口の拡大、ワーケーションや田舎暮らし体験の受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

また、全国募集の取り組みを進めた結果、令和6年度の福

島商業高校の入学予定者が大幅に増加しており、再編整備の対象を免れるとともに、20名以上となったことで地域連携特例校の枠からも外れる見込みとなっております。令和7年度以降を見越して、拠点施設の増築を進め、万全な受け入れ態勢を確保してまいります。

3 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。しかしながら、日本全体の人口の急激な少子高齢化の到来により、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、急激な時代の変化とともに住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく社会を目指すことが必要であります。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き関係機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後も高い水準が続くと見込まれております。当町の令和6年1月末における高齢化率は、51.52%と2人に1人以上が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にとっては、長年、町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会は大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町では、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

介護保険事業については、今年度から「福島町第9期介護保険事業計画」の3か年が新たにスタートいたします。引き続き、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け税率を毎年度見直すこととなっており、今年度の税率においても加入者の負担が増えることとなりますが、引き続き安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっています。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣

が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるかとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

がんなんかには負けない基本条例を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開することで、がんの検診率の向上に努めてまいります。なお、検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさ

らされる受動喫煙は、肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から5年を経過し、一次医療を担う医療機関として、町民へ浸透しつつあります。

今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

4 生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり

町営住宅については、引き続き若者・子育て向けの定住住宅整備を進めるとともに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、老朽化に対する計画的な維持・修繕と適正な管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、昨年、断水した箇所を早期復旧を図るとともに、引き続き適切な設備更新と経営健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

また、国の方針に基づく浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用については、計画どおり移行してまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることから、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

特に、白神防災道路の早期実現に向けて、国・道などの関係機関への要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、人

命や財産に甚大な被害を及ぼしております。

幸い、当町においては甚大な被害は発生しておりませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、引き続き町内会と協力しながら、防災訓練に取り組み地域における防災力を高めてまいります。

国は、令和4年9月に日本海溝及び道東沖の千島海溝沿いで巨大地震が発生した場合、大きな津波被害が予想される市町村を「津波避難対策特別強化地域」に指定し、当町も指定の対象となったところであります。

このことから、大規模津波対策に関する課題等に対応する「津波避難対策計画（仮称）」の策定及び緊急に実施すべき事業を推進する「津波避難対策緊急事業計画」の策定を進め、関係機関とも連携を図りながら、津波被害を最小限に抑えるため避難所及び避難路等の整備について検討を進めてまいります。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めて

おります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めるものとされております。

また、2月3日には渡島檜山管内全18市町の首長で構成する「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」が設立され、洋上風力発電をはじめとしたGX（グリーントランスフォーメーション）関連産業の発展や港湾利用の活性化、さらに脱炭素と共に進める地域づくりにつなげるための取り組みを渡島檜山地域が一体となって進めることとしております。

こうしたことから、脱炭素社会の実現に向けて当該計画の策定を進めるとともに、町として「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを進めることを宣言し、町民及び事業者が温室効果ガスの排出削減に向けて行う活動の促進を図ってまいります。

脱炭素社会の実現に向け、新たなCO₂の吸収源として期待される「ブルーカーボン」に関する取り組みについて、情報収集に努めてまいります。

あわせて、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林を所有する民間会社と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

なお、青少年交流センターの増築にあわせて、脱炭素型社会の推進、防災拠点の整備、環境教育の教材として活用するため、ゼロカーボン・モビリティ導入事業として、電気自動車、太陽光発電、充放電設備等の整備を進めるとともに、子育て世代等、若者の定住を促進するための住宅整備にあっても、高断熱・高气密、太陽光の再生可能エネルギーを組み合わせた省エネルギー住宅の整備を推進してまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町によるごみ減量化計画の策定に向け、先駆的な自治体の視察なども行い、具体的な対策の検討を進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、負担軽減に繋がることから、町内会の協力を得ながら取り組みを推進するとともに、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々が自主的な解体をいただいております。引き続き、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、今年度、白符町内会館の建設をもって一定程度終了する見込みであり、引き続き計画に基づき老朽化が進んだ会館の解体を進めるとともに、各町内会館の適切な維持・管理に努

めてまいります。

若者等を中心とした子育て世帯の定住促進を目的とした、定住促進住宅整備プロジェクトについては、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、今後の町内での住宅建設のモデルとなり得る住宅の整備により、若者や子育て世帯の居住環境の整備と定住促進に取り組んでまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6 第2青函トンネルの実現で未来につなぐまちづくり

第2青函トンネルの実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっており、実現に向け北海道及び道民の理解と意識の醸成を目指してまいります。

町では、第2青函トンネル構想を実現する会と連携し、令和5年10月に、北海道知事及び北海道議会議長に対し要請

活動を行っております。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、渡島全体での取り組みを推進できる体制も整っておりますので、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、北海道に働きかけを行ってまいります。

第2青函トンネル構想の実現に向け、青森県今別町においても「第2青函トンネル構想実現に向けた今別町推進会議」が設立されました。また、中泊町と締結した包括連携協定の中でも、連携して取組を進めることとしております。今別町及び中泊町と青函連携を深め、青森県側での機運醸成が図られることを期待するとともに、青森県側と共同で北海道や青森県、衆・参国会議員等に対する要請活動を、積極的に展開してまいります。

IV 令和6年度予算概要

令和6年度の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額が確保され、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとされました。

その内、地方交付税については、前年度比1.7%、3千60億円増の1兆8千671億円が計上されております。

令和6年度予算編成については、これまでと同様、今年度からスタートする、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況下にあります。限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、定額減税による個人町民税の減、法人町民税の減及び総務大臣配分償却資産の減により5.8%減の4億8千541万4千円を計上しております。

また、主要な財源である地方交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では2.1%増の2億83万2千円を計上しております。

歳出については、定住促進、子育て支援及び脱炭素社会の実現に向けた定住促進住宅整備事業の実施、町の基盤整備として各地区における町道等の整備に取り組むとともに、町民との協働のまちづくりを推進するため、新たに白符町内会館を整備してまいります。

また、チャレンジスピリット応援事業により基幹産業の担い手育成や起業支援を図るとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えるため津波対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	4 1 億 2, 5 1 2 万 8 千 円
国民健康保険特別会計	6 億 8, 2 9 1 万 8 千 円
介護保険特別会計	5 億 6, 5 3 2 万 7 千 円
うち保険事業勘定	5 億 6, 3 7 0 万 2 千 円
サービス事業勘定	1 6 2 万 5 千 円
後期高齢者医療特別会計	8, 2 0 5 万 5 千 円
町立診療所特別会計	1 億 2, 2 4 9 万 7 千 円
水道事業会計	2 億 1, 4 0 4 万 8 千 円
浄化槽事業会計	7, 1 2 9 万 8 千 円
計	5 8 億 6, 3 2 7 万 1 千 円

となります。

V むすび

以上、令和6年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、政策の基幹となる第6次福島町総合計画のスタート年となっております。未来につなぐ大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、人間が本来持っている、共助・公助・自助が重要であり、今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支え合うことが大切だと感じております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかりと議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

論語に「民信無くば立たず」とあります。孔子は、政治は民衆の信頼なくして成立するものではないと諭しております。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、

新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

令和6年度 教育行政執行方針

1 はじめに

令和5年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

当町においては急激な人口減少、少子高齢化が進行している状況にありますが、児童生徒や若者にふるさとに誇りと愛着を持ち、「福島町のために頑張りたい」と思う人材を育成していくことが強く求められています。

小・中・高校のそれぞれの成長段階で、地域課題を知り、解決方法を考えアイデアを生み出し、実践・評価していく活動が重要となります。

このPDCAサイクルを学ぶことで、社会で生きていく必要な資質・能力を備えることのできる人材育成が求められています。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、それまでの日常が徐々に回復しようとしています。学校現場においてもアフターコロナ時代に創意工夫を凝らし、次代を担う児童生徒がいきいきと成長できるよう取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和6年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化

福島商業高校の令和6年度入学者の出願状況は、昨年の9名から3倍を超える29名となっています。渡島管内11名、その他道内7名、道外から7都府県11名と、いろいろな地域の生徒から出願がありました。これは、前年度全国募集1期生の4名を中心に在校生が、福島商業高校の魅力を全国の中学生に発信してくれたことが、最大の要因と分析しています。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を全国に発信してまいります。

また、高校魅力化を推進するため、DX人材の育成授業を民間企業と連携し、年6回開催してまいります。これは1年生でドローン操縦の民間資格取得や、360度カメラ、VR技術などを体験し、2・3年生でその活用方法について学習を深めるという内容になっています。

このほかノートパソコンの無償貸与、地域課題探究学習の講師派遣費用、各種資格取得、進学・就職対策事業などの支援を継続して行ってまいります。

3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、テレワークやワーケーション、友好市町との生徒交流、教育

実習などの研修、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れる交流人口拡大の拠点施設となっています。

しかしながら、令和6年度は福島商業高校の出願者のうち21名が利用を希望しており、ゲストルームを活用して何とか収容できるものの、次年度は利用可能な個室が皆無となっています。

福島商業高校の入学者にとって青少年交流センターは大きな魅力となっているところであり、福島町にやってくる若者が、楽しく学業や充実した生活を送ることができるよう環境を整備する必要があります。このため施設の増築工事を進め、若者が福島町でいきいきと暮らし、福島町の魅力を感じてもらい、移住・定住につながるよう取組みを進めてまいります。

また、脱炭素社会の実現に資するため、太陽光発電と電気自動車を整備し、管理費の縮減と災害時への対応等を図ってまいります。

4 学校教育

(1) 学力の向上

全国学力・学習状況調査の結果から、福島町の児童生徒の学力は確実に向上しています。今後ともICT教育の充実や、授業改善の取組み、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の取組みを進め、全ての教科で全国平均を上回るよう努力してまいります。

また、福島町は児童生徒数が少ないことから、一人一人の

可能性を引き出す「個別最適な学び」に取り組みやすく、さらに地域課題探究学習など「地域と歩む教育」に大変理解のある地域です。これら福島町の特色を生かし、児童生徒に寄り添った教育を実践する体制を、学校現場とともに創り上げてまいります。

(2) 福島アカデミー

令和5年度にそれまでの福島町教育研究所を「福島アカデミー」に組織改編いたしました。これは教職員研修、児童生徒交流、PTA研修など、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織として、また学校保健会、複式教育研究連盟など細分化されていた組織を再編統合したものです。

高校の教員が専門性を活かし、小学校で書道やタグラグビーの授業を行い、また、地域課題探究学習の成果を持ち寄ってそれぞれ発表するなど、小・中・高校の連携がこれまで以上に図られてきました。また、PTAの研究大会をこれまでの講演形式から、軽スポーツを楽しむ参加型に変更するなど、行事等の改革も進められています。

小・中・高校と教育委員会の職員が定期的な情報交換を行うことにより、児童生徒の教育環境と教職員の資質向上が図られ、よりよい教育実践が行われるよう支援してまいります。

(3) ICT教育の推進

福島町では平成30年度に一人一台端末を導入し、コロナ禍が始まった令和2年度に学習支援アプリの「eライブラリ」

を導入するとともに I C T 支援員を配置し、I C T 教育を推進してきました。

令和 6 年度においても、引き続き各小・中学校におけるコーディネーターとして I C T 支援員を配置し、各学年の到達目標を定めプログラミング学習など I C T スキルの向上を推進します。

また、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによる非行事案が増加していることから、児童生徒・保護者に対して利用上の注意事項や、個人情報保護の重要性等について情報モラル教育を継続してまいります。

なお、現在使用している I C T 機器は、導入から 6 年が経過するため、令和 6 年度は教職員等と次期 I C T 機器の整備について検討してまいります。財源については、都道府県に基金造成される公立学校情報機器整備費補助金を活用する予定となっております。

（４）部活動の地域移行

部活動の地域移行について、教職員、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、教育委員会職員等で構成する「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和 5 年 7 月に設置したところです。

協議会では、中学校の部活動はもとより、町内各スポーツ団体にアンケート調査による現況把握を実施し、また北海道内の先進地である伊達市・登別市の視察を行っております。

令和 6 年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を

行ってまいります。

また、団体競技については、渡島西部4町で合同チームを編成していることから、令和5年10月に4町と事務局的な役割を担う民間会社と連携協定を結び、経済産業省の補助を得て部活動の地域移行に向けた実証事業を行ってきたところ
です。

休日の指導者の確保、生徒の送迎、中学校教員の関わり方など、課題が明確になってまいりましたので、引き続き4町で検討する場を設け、子どもたちに対しよりよいスポーツ環境の整備について協議してまいります。

(5) 教育施設の維持管理

令和5年の夏は、児童生徒の健康管理が心配される大変な猛暑が続いたため、学校関係者や保護者から冷房設備の設置を強く求められたところ
です。このため令和5年度に冷房設備備品を購入し、令和6年夏の稼働を目指し電源工事を進め、児童生徒が良好な環境で学習できるように整備してまいります。

教育施設の維持管理については、令和3年2月に「教育施設等長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理を図っているところ
です。令和6年度は学校給食センターの浄化槽修繕、美山地区教員住宅の屋根塗装などを計画しております。

町財政の状況も勘案しながら、適切に施設管理及び維持補修を行ってまいります。

(6) 学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。

令和3年度から福島町産米の活用に取り組んだ結果、令和2年度の使用率は43.9%、令和3年度73.1%、令和4年度98.9%、令和5年度においては2,040kg、使用率が約77%となる見込みとなっています。新米が出る直前の8・9月に福島町産以外の米を使用しなければならず、令和5年度の使用率が前年比で落ち込んでいますが、年間の使用率が90%以上となるように取り組んでまいります。

今後とも地産地消に意を用い、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

6 生涯学習

(1) 青少年教育

子どもたちがふるさとに誇りを持ち、豊かな心やたくましく生きる力を育むためには、異世代間の交流などを通じて、郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出していくことが重要であります。

小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、千軒地区での自然観察会や縄文土器づくり体験、木育事業のほか、新たに冬の自然体験メニューを企画するなど、郷土の魅力を再発見してもらう体験プログラムを展開してまいります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、「アンデスの音楽」をテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっています。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」は、プログラミング検定の受検を目標とした講座を、夏休み等長期休業期間に集中して行うこととしています。

なお、参加者が年々減少している傾向にあることから、成人向けのメニュー等を検討するとともに、学校教育で全ての児童生徒に対しプログラミング学習を行っていることから、次年度の実施方法についても検討してまいります。

令和6年度の友好市町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曾町から福島町に、また、福島町から長崎県松浦市に中学生を派遣し友好の絆を深めてまいります。

(2) 成年教育

町民が自己の啓発を高めるとともに多様な学習活動を提供するなど、生涯学習活動への支援は、潤いのある生活と活力ある地域づくりの推進にも繋がります。

町民文化祭では、小・中・高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しておりますが、更に多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。また、生活講座については、

各文化団体及び町民の皆さまと協働して、要望の多い事業の実施に取り組んでまいります。

また、「二十歳（はたち）を祝う会」は、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

（3）高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、令和5年度に4年振りに開催したところです。

令和6年度については、近年、地震による災害が多くなっていることから「防災教育」を組み入れるなど、学習プログラムの企画を関係者と相談しながら実施し、参加者相互の交流に努めてまいります。

（4）読書活動の推進

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより利便性の向上に努めておりますが、蔵書検索システムへのアクセス数は、令和5年4月～12月まで5,583件で、前年比で4,021件の大幅な増となっております。ここ1年で町民の皆さまがシステムを有効に活用されてきた結果が表れてきており、今後も継続的に適切な運営に努めてまいります。

令和5年度から新たな「第3次福島町子ども読書活動推進計画」がスタートしましたが、幼稚園・保育所、各学校等で

の取組みはもとより、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、「よみきかせの会」の読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

7 スポーツ

(1) 青少年教育

成長期に適度な運動習慣を身につけることは心身の発達にとっても大切であり、関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」については、引き続き福島町相撲協会にご協力いただき、伝統ある大会が成功するよう取組んでまいります。

また、函館青年会議所が主催する「わんぱく相撲大会」への協力や「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう関係者の皆さまと協力してまいります。令和6年度は人数が多く、大会出場費等に課題のある野球・フットサル少年団に、それぞれ補助金を増額して支援してまいります。

(2) 成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であります。各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進することで、町民の体力づくりや健康づくりにも繋がることが期待されます。

吉岡小学校運動会については、令和5年度は新潮学舎の生徒も参加し地域住民との交流も図られたところではありますが、令和6年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

なお、ふれあいスポーツ大会は、コロナ禍の影響や町内会ニーズの変化により4年連続で中止となりましたので、以前開催しておりました「高齢者スポーツ大会」に内容を見直し、幼児との交流も含めた開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会は、各関係団体と協力し継続的な大会実施を支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和4年度に自動計測システムを導入し、令和5年度から新コースでの大会運営となったところであります。

また、多くの企業等から協賛を賜り、4年振りにちゃんこ鍋等の無料提供が復活し、参加者から好評を得ました。

令和6年度についても、関係者のご協力をいただきながら、

引き続き円滑な大会運営に努めてまいります。

(4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

8 文化財等

(1) 歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私たちにはその価値を次の世代へと伝える責務があります。

平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」については、コロナ禍の影響により記念公演が延期となっておりましたが、10月22日に札幌市で開催されます。福島町松前神楽保存会も出演しますので、参加について支援をしてまいります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。令和6年度は「白符荒馬踊」など郷土芸能の体験授業などを計画し、児童生徒が福島町の文化に触れる機会としてまいります。

また、町民が福島町の歴史を理解する機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

(2) 埋蔵文化財

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しておりますが、旧吉岡支所の埋蔵文化財については、令和5年度に旧美山教員住宅を改修し、吉岡小学校の空き教室と併せて、移設を進めているところであります。

再整理が必要な埋蔵文化財が残っているため、令和6年度に会計年度任用職員を配置し、台帳整備等を行いながら文化財の適正な保存管理を進めてまいります。

9 むすび

以上、令和6年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

児童生徒一人ひとりに寄り添った教育を実践し、ふるさと福島町に誇りと愛着を持ち、社会でたくましく生きていく次代を担う人材育成に努力してまいります。

特に、福島商業高校が高校再編整備の対象から外れる見込みとなったことは、福島町のまちづくりにとって大きな結果であると考えております。今後とも青少年交流センターに全国から多くの若者が集い、福島町に活気をもたらすような環境を整備することが肝要であり、持続的な福島町のまちづくりのために今、しっかりとその種を蒔いていく時です。

福島町民が、次代の担い手が、生きがいや郷土愛を感じ、将来に希望が持てるような教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和6年度教育行政執行方針といたします。